**平成２１年（フ）第１０６号**
長崎県南島原市布津町甲585番地１
債務者　平川　孝一
１　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２１年（フ）第２６８号**
福島県いわき市平中平窪新町１番地の１　市営住宅３―16
債務者　佐藤　紀子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２１年（フ）第１６４号**
山形県長井市九野本1280番地
債務者　會田　里美
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第１８０号**
山形県南陽市法師柳421番地
債務者　長谷部登志子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第１８９号**
山形県米沢市塩井町塩野2066番地
債務者　安部　久一
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第１９４号**
山形県米沢市万世町堂森477番地の２　オリエントコーポ201号室、住民票上の住所山形県米沢市門東町２丁目４番７号
債務者　小関　直樹
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第２０４号**
山形県長井市館町南17番17号
債務者　横澤　昭子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第２０６号**
山形県米沢市中田町901番地の２　県営中田第二アパート２号231号室
債務者　長谷部律子
１　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第４５６号**
群馬県高崎市上並榎町206番地２
債務者　岡島　富郎
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２１年（フ）第６７８号**
埼玉県日高市大字中鹿山446番地71
債務者　渡利　弘幸
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第７１４号**
埼玉県狭山市大字水野188番地の16
債務者　飯塚　　昇
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第７１５号**
埼玉県狭山市大字水野188番地の16
債務者　飯塚　弘子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第７２３号**
埼玉県所沢市大字牛沼347番地の34
債務者　島本　照子
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第７２９号**
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡３丁目15番40―305号
債務者　友田　憲夫
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第７３５号**
埼玉県狭山市大字東三ツ木294番地の２　エステートピア三ツ野101
債務者　関根　哲夫
１　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第３９１号**
千葉県四街道市四街道１丁目17番12号　エクセルＫ202
債務者　川辺真由美
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第４０６号**
千葉県佐倉市中志津２丁目25番４号
債務者　佐藤奈々恵
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第４１０号**
千葉県佐倉市山王２丁目58番地２
債務者　磯井祐美子
１　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
千葉地方裁判所佐倉支部